

# 11 ヘルプカード・ヘルプマークについて

県では、共生社会の実現に向けて、平成28年度からヘルプカードを、平成29年10月からヘルプマークを導入しています。

## ヘルプカードについて

ヘルプカードは「手助けがほしい人」と「手助けしたい人」をつなぐコミュニケーションのためのカードです。

聴覚障がいや内部障がいなど、障がいがあることがわかりにくい人や言葉などでうまく伝えることができない人は、災害が起こって避難するときや急病の時の対応、日常生活で、いろいろな困りごと、不安なことがあります。

障がいのある人等がヘルプカードに、具体的な困りごとや周りの人にお願いしたいことを書いて携帯します。そのカードを使って、周囲の人に適切な配慮や支援を求めることがあります。

ヘルプカードは、各市町において作成し、配布をしています。

詳しくはお住まいの市町の障がい福祉窓口へお問い合わせください。[P9,10]

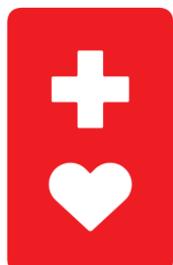


「ヘルプカード」

## ヘルプマークについて

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が身に着けることで、周囲に配慮が必要であることを知らせ、電車・バス等で席を譲ってもらったり、困っている時に声掛けをしてもらうなどの援助を得やすくするために東京都で作成されたヘルプマークを愛媛県においても平成29年度から導入し、県及び市町で配布しています。

また、ヘルプマーク利用者からの声を受け、従来のストラップ型に加え、新たにバッジ型とシール型のヘルプマークを作成し、令和6年4月1日から配布を開始しています。



「ヘルプマーク」

## ヘルプマーク普及パートナーについて

愛媛県では、ヘルプマークの普及啓発を図るため、啓発用ポスターの掲示、チラシの配架などの取組に賛同していただける民間事業者（ヘルプマーク普及パートナー）を募集しています。

(募集チラシ)

### ヘルプマーク普及パートナーになりませんか？



愛媛県では、ヘルプマークの全県的な普及啓発を図るために、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」を創設し、令和元年6月5日（水）から、**ヘルプマークの普及啓発に係る取組に賛同していただける民間事業者（ヘルプマーク普及パートナー）**を募集することとしました。

下記を御参照の上、ご登録の検討をいただきますようお願いします！

#### ヘルプマークとは



かばん等に着けて使用

・義足や人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が身に着けることで、周囲に配慮が必要であることを知らせ、電車・バス等で席を譲ってもらったり、困っている時に声掛けをしてもらうなどの援助を得やすくするために作られたマークです。

※東京都が平成24年10月に作成。

※愛媛県では平成29年10月11日から  
県や各市町の窓口で配布しています。



#### 取組例

- ・県が作成した啓発用ポスターの掲示、チラシの配架（県から無償で提供します！）
- ・社員向け研修での周知
- ・イベントでのPR

※取組に係る費用は、全て事業者様の負担となります。

登録企業名に加え、取組内容も県HPで紹介するので、**「障がい者支援に理解のある企業」としてPR**できます。



#### 登録するには

愛媛県内に事務所若しくは活動拠点を有する企業、法人、団体が登録対象となり、**支店や営業所単位で登録可能**です！

登録にあたっては、「ヘルプマーク普及パートナー登録申込書」に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により、下記に御提出いただくだけで、手続きは完了です。

【申込先】愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい政策係

【電子メール】[syouga\\_ihukus@pref.ehime.lg.jp](mailto:syouga_ihukus@pref.ehime.lg.jp)

【郵送】〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

#### <注意事項>

- ・登録の際には、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度実施要綱」を御確認ください。
- ・その他詳細は、下記の県ウェブページを参照してください。様式等も掲載しています。

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/helpcard\\_guideline.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/helpcard_guideline.html)